

チュニジアの民主化はなぜ成功したか ——失敗した他のアラブ諸国と比較して

鹿 島 正 裕¹⁾

Why has Tunisia succeeded in democratization? : In comparison with the other Arab countries which have failed

Masahiro KASHIMA

要 旨

2011年に一部のアラブ諸国で起きた民主化の波は、4国で独裁政権の崩壊をもたらしたものの、多くのアラブ諸国においては政権の若干の譲歩か弾圧によって抑え込まれるか、内戦をもたらしてしまった。民主化し始めた4国でも、チュニジア以外では権威主義政権の復活や内戦に至り、今のところ失敗に終わっている。なぜチュニジアだけが成功したのかを説明するために、まず民主化に関する近年の理論的研究を参照して、(1) 国家のあり方——政治秩序の類型、政府の機能、民主的価値観の普及度、エリート層や軍部の内情、(2) 社会のあり方——所得向上と中間層の増大、市民社会化、宗教的寛容度、ジェンダー間の平等度、天然資源への依存度、青年層の不満度、(3) 外国の影響——大国の関与、近隣諸国の民主化、コミュニケーション手段の発達、(4) 移行様式——転換か協調か、あるいは崩壊か、の諸要因が民主化成功に関わることを確認した。それらを念頭に置いて、チュニジアの歴史的条件と革命及び民主化定着の過程を概観し、それらの諸成功要因をよく、あるいはかなり、備えていたことを示す。そして他のアラブ諸国は、数値化可能な要素で比較する限り、チュニジアに続くことをとうぶん期待できないと結論する。

ABSTRACT

The wave of democratization which was started in some Arab countries in 2011 brought down dictatorship in four countries, but many Arab regimes overcame it with some concessions or repression which led to civil war in some cases. Even among the four democratizing countries, all except Tunisia have seen reemergence of authoritarian regimes or a breakout of civil strife. In order to explain the striking difference between Tunisia and the other Arab countries, I study recent theoretical works on democratization and identify factors which contribute to its success or failure : (1) characteristics of the state (types of political regime, functioning of government, popular acceptance of democratic values, composition of the elite and the military) ; (2) characteristics of society (improved income and the expanded middle class, rise of civil society, religious tolerance, gender-related equality, dependency on natural resources, discontent among the youth) ; (3) influence of foreign countries (intervention by big powers, democratization of neighboring countries, development of communication tools) ; (4) mode of transition (conversion, cooperative, or collapse). Keeping them in mind, I survey Tunisia's historical background and the processes of revolution and democratization, and conclude that the country has had all the positive factors more or less. But the other Arab countries are, as far as numerical data are concerned, short of most such factors, and so may not be expected to follow the Tunisian model any time soon.

はじめに

2010年まで、アラブ諸国は自由民主主義を確立した

国が一つも無いことで世界的に珍しいとされ、その原因が論じられてきた¹⁾。しかし同年末にチュニジアの地方都市で大衆的反政府デモが起り、翌年初めには全国に広がって独裁者ベン・アリ大統領を亡命に追い

¹⁾ 放送大学石川学習センター 所長

¹⁾ たとえば、鹿島正裕「中東諸国の政治体制——類型論的考察に向けて」『金沢法学』53巻2号(2011)とその参考文献を参照。

込んだ。暫定政府が成立し、制憲議会の選出・連立政権の樹立を経て、2014年には新憲法・新議会・新大統領・新政府が誕生して民主主義体制が確立された。この過程で重要な役割を果たした4市民団体（カルテット）がノーベル平和賞を受賞し、2016年には首相交代による政府の再編成があったが自由民主主義は維持されており、アメリカのFreedom Houseは政治的権利指数が1、市民的自由指数が3、平均2で「自由」な国と評価している。他のアラブ諸国でも、チュニジアの「ジャスミン革命」の影響を受けて2011年にエジプト・リビア・バハレーン・イエメン等で民主化運動が連続したので、欧米や日本ではそれらを「アラブの春」と総称して民主化の波の成功に期待した。しかしチュニジア以外の民主化運動はいずれも不成功に終わっており、シリア・イラク・リビア・イエメン等では内戦状況をもたらしてしまった²。その結果、2015年時点でFreedom Houseの評価ではレバノン・モロッコ・クウェートがそれぞれ平均4.5～5で「部分的に自由」とされるほかはすべて「不自由」な国とされている³。この際だった相違はなぜ生じたのか、チュニジアの民主化が成功した要因は何だったのか——こうした疑問を、民主化についての諸理論を参照しつつチュニジアの民主化過程を検討することによって解明することが本稿の目的である。

1 民主化成功の一般的理論

筆者は、本誌の前号に寄稿した論文『「民主化の波」の成功と失敗——東欧諸国とアラブ諸国の比較試論⁴』の冒頭で、権威主義政権の民主化が成功するための要因に関する諸理論を検討した。すなわち、ハンチントンの『第三の波——20世紀後半の民主化⁵』、J. リンスとA. ステパンの『民主化の理論——民主主義への移行と定着の課題⁶』、J. Moller and S-E. Skaaning, *De-*

*mocracy and Democratization in Comparative Perspective: Conceptions, conjunctures, causes, and consequences*⁷、J. Grugel and M. L. Bishop, *Democratization: A critical introduction*⁸、C. Freund and M. Jaud, “On the determinants of democratic transitions”⁹等の諸説を比較検討し、東欧諸国の成功とアラブ諸国の失敗を説明するのに有用そうな概念・要因を、以下のようにまとめておいた——

- (1) 国家のあり方
 - ・政治秩序の類型（権威主義の方が、スルタン主義よりよい）
 - ・政府の機能（高い方がよい）
 - ・民主的価値観の普及度
 - ・エリート層や軍部の内情（分裂していることが移行に必要）
- (2) 社会のあり方
 - ・所得向上と中間層の増大
 - ・市民社会化
 - ・宗教的寛容度
 - ・ジェンダー間の平等度
 - ・天然資源への依存度（高いと民主化に不利）
 - ・青年層の不満度（高いと移行をもたらしやすい）
- (3) 外国の影響
 - ・大国の関与（民主化を支援するか否か）
 - ・近隣諸国の民主化
 - ・コミュニケーション手段の発達

…である。

その後入手した次の文献も、有用な視点を提示している。S. Guo and G. A. Stradiotto, *Democratic Transitions: Modes and outcomes*¹⁰で、著者たちは、1900年から1999年までに権威主義から民主的統治へと移行（その起点は民主的議会選挙の実施とする）した128の事例につき、その様式を次の4種類に分類した——

- (1) 転換（conversion）——権力エリートが国家の

² さしあたり、L. Sadiki, ed., *Routledge Handbook of the Arab Spring: Rethinking democratization*, Routledge, 2015を参照。

³ アラブ諸国の政治的自由度（2015年）

国名	政治的 権利指数	市民的 自由指数	国名	政治的 権利指数	市民的 自由指数	国名	政治的 権利指数	市民的 自由指数
チュニジア	1	3	アルジェリア	6	5	UAE	6	6
レバノン	5	4	ヨルダン	6	5	イエメン	7	6
モロッコ	5	4	エジプト	6	5	バハレーン	7	6
クウェート	5	5	モーリタニア	6	5	サウジアラビア	7	7
イラク	5	6	カタール	6	5	シリア	7	7
オマーン	6	5	リビア	6	6	スーダン	7	7

出典：Freedom House. <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/freedom-world-2016>（2016年10月6日アクセス）

⁴ 鹿島正裕『「民主化の波」の成功と失敗——東欧諸国とアラブ諸国の比較試論』『放送大学研究年報』第33号（2015）

⁵ S. ハンチントン『第三の波——20世紀後半の民主化』（坪郷実訳、三嶺書房、1995）

⁶ J. リンス、A. ステパン『民主化の理論——民主主義への移行と定着の課題』（荒井祐介他訳、一藝社、2005）

⁷ J. Moller and S-E. Skaaning, *Democracy and Democratization in Comparative Perspective: Conceptions, conjunctures, causes, and consequences*, Routledge, 2013

⁸ J. Grugel and M. L. Bishop, *Democratization: A critical introduction*, 2nd edition, PalgraveMacmillan, 2014

⁹ C. Freund and M. Jaud, “On the determinants of democratic transitions” in I. Diwan, ed., *Understanding the Political Economy of the Arab Uprising*, World Science Publishing Co., 2014

¹⁰ S. Guo and G. A. Stradiotto, *Democratic Transitions: Modes and outcomes*, Routledge, 2014

移行を主導。48例

- (2) 協調 (cooperative) —— 反対派集団が現職者に対して優越する権力を持ち、国家の移行を主導する。37例
- (3) 崩壊 (collapse) —— 反対派集団が現職者の政権を暴力的に打倒する。31例
- (4) 外国による介入 (foreign intervention) —— 支配的な外部の大国が民主的政府を樹立する目的で権威主義政権を排除する。12例

…そして、移行後10年間の民主主義水準 (Polity IVの年次指数、-10から10までの範囲で5以上を民主主義とみなす) の変化と、移行様式の違いとの相関関係を調べた。その結果、協調による移行はおおよそ5年目にほぼ安定し以後民主主義にとどまるが、崩壊と転換による移行は民主主義水準の着実な低下によって特徴付けられ、転換の場合は10年間平均で5を下回る例が多いという。外国による介入は、第二次大戦を通じた成功例が多いが、それ以外は崩壊や転換とあまり変わらない水準の由。移行の様式以外の要因についても調べると、当該国の帰属する地域 (ヨーロッパ、中東、南米、アジア・太平洋、サブサハラ・アフリカ) や、移行前の政権の型 (単一政党制、軍事政権、個人支配、植民地政権)、移行後の制度 (議会制か、大統領制との混合制か)、過去の民主政経験の存否は民主主義の成功にほとんど影響しないが、一人当たりGDPの高さはその成功率に比例することが確認された (Chap.4)。

そして同書は、この知見を援用し、第5章でアメリカ等による介入で民主化したイラクや、「アラブの春」で民主化したチュニジア・エジプト・リビア・イエメンについてその成功可能性を推測している。すなわち、イラクは外国による介入の例であり、チュニジア・エジプト・イエメンは協調の、リビアは崩壊の例だとし、移行様式と一人当たりGDPを重視しつつも、移行前の政権の型や地域等も加味して、10年間のPolity IVの年次指数平均値を予測している。イラクの場合は4.78で、実際は3だったからほぼ妥当な計算方法だったと言い、同様にしてチュニジア・エジプト・イエメンは7前後、リビアは6弱と予測している。しかし、チュニジア・エジプト・イエメンをみな協調様式として同一の指数を与えているのは、民主的選挙後エジプトでは軍部のクーデター、イエメンでは内戦状況が生じたことを無視する粗雑な評価であるし、リビアも内戦となっており、エジプト・イエメン同様にとてもそのようなPolity IVの年次指数が得られるとは思われない。筆者が調べたところ、実際2014~15年までは3国とも0前後の水準にとどまり、チュニジアのみ7ほどで予測通りになっている¹¹。

移行様式が決定的に重要との同書の説は説得力があるが、では何がそうした様式の違いをもたらすのかは不明である。筆者が先にまとめた国家・社会のあり方、外国の影響の諸要因がそれに関わっているのだ

が、それらのなかで同書が取上げているのは政治秩序の類型 (移行前の政権の型に関連するが、分類基準が異なっている)、民主的価値観の普及度 (過去の民主政経験に関連しよう)、所得向上 (一人当たりGDP)、近隣諸国の民主化 (「帰属地域」に関連するが、これはより大きな概念である) くらいで、他の要因の民主化成功への影響度は問われていない。それゆえここでは、先の国家・社会のあり方、外国の影響の諸要因に換えて移行の4様式説を援用するのではなく、それを(4) 移行様式——転換か協調か、あるいは崩壊か…として付加することにした (外国の介入はすでに要因に挙げられている)。

2. 2010年時点のアラブ諸国

以上の諸要因の内、(4)の移行様式を除くものについて、移行が少なくとも一部諸国で試みられ始めた2011年の直前、すなわち2010年時点での状況を、数値化できる要因、あるいは特定の要因に関連するとみなしうる指標によって調べておこう。それによって、チュニジアの他国との相違点を確かめることができよう。政治秩序の類型については、共和制か君主制 (*) かと、Freedom Houseの2指標を当て、政府の機能は世界銀行によるガバナンス指標中「政府の有効性」指数を当てて、次頁の表を作成した。

この表から、2010年時点でチュニジアの政治秩序は、アラブ諸国の多数派同様共和国で、市民的自由は多くのアラブ諸国同様かろうじて「部分的に自由」な水準だが、政治的権利はアラブ諸国中でも最悪の部類で、平均すれば政治的に不自由だった。政府の機能は、政府の有効性で見るとUAEやカタールよりかなり劣るが、アラブ諸国中では高い方であった。所得水準は産油諸国に較べれば低い、アラブ諸国間では中位に位置し、天然資源への依存度はもっとも低い部類に属した。ジェンダー間の平等度は、クウェート・UAEに次ぎもっとも高い部類に属した。青年層の不満の主因である失業率の高さは、データが揃っていないが、チュニジアも多くの国同様高かった。表にない、数値化しにくい要因のなかで、大国の関与について付言しておく、アラブ諸国で君主国はたいていアメリカと友好的で被保護関係にあったが (サウジアラビアは、2001年の9・11事件後アメリカとの関係が緊張していたけれども)、共和国ではイラク・シリア・スーダン・リビア等がアメリカと対立関係にある一方、チュニジアはレバノン・エジプト・イエメンとともに友好的で被保護関係にあった。

これらだけから判断しても、アラブ諸国のなかでもチュニジアは民主化していて不思議ではない、否むしろ民主化してしかるべき国であったと言えよう。UAEやバハレーンも、所得水準・政府の機能・ジェンダー間の平等度やアメリカとの関係では民主化の可

¹¹ Polity IV : <http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm> (2016年10月6日アクセス)

表 アラブ諸国の2010年時点の状況

国名 (*:君主制の国)	政治的 権利指数	市民的 自由指数	一人当たりGDP (USドル、PPP)	総天然資源レント (GDP中の比率)	政府の 有効性指数	ジェンダー間 の不平等指数	青年の失業率 (15~24歳人口中の%)
クウェート*	4	5	72,204	53	0.18	0.23	?
レバノン	5	3	15,949	0	-0.28	0.44	?
モロッコ*	5	4	6,365	3	-0.09	0.51	18
イラク	5	6	12,418	43	-1.22	0.58	?
カタール*	6	5	125,088	43	0.89	0.55	?
オマーン*	6	5	45,885	39	0.42	0.31	?
アルジェリア	6	5	12,637	32	-0.48	0.41	22
ヨルダン*	6	5	10,230	2	0.12	0.46	28
エジプト	6	5	9,898	12	-0.38	?	25
モーリタニア	6	5	3,266	50	-0.96	0.61	?
UAE*	6	5	56,246	23	0.91	0.23	?
イエメン	6	5	4,286	25	-1.02	0.77	34
バハレーン*	6	5	39,424	24	0.48	0.29	5
チュニジア	7	5	10,365	7	0.24	0.29	29
サウジアラビア*	7	6	43,352	47	0.03	0.65	?
シリア	7	6	?	?	-0.60	0.47	19
スーダン	7	7	3,175	?	-1.37	0.61	?
リビア	7	7	28,584	58	-1.10	0.31	?

出典：政治的権利と市民的自由の各指数は Freedom House、一人当たりGDPと総天然資源レントは World Bank Open Data¹²、政府の有効性指数は The World Bank: Worldwide Governance Indicators¹³、ジェンダー間の不平等指数は UNDP: Human Development Report (2011)¹⁴、青年の失業率はIbid., Human Development Data (1980-2015)¹⁵の各ホームページのデータより筆者が編集。

能性が高いが、天然資源への依存度の高い君主国であることが否定的要因となっているだろう。君主国がすべてスルタン主義（権力者が恣意的に支配する）国というわけではないが、発展途上国では一般に共和国の方が官僚制度も発達し、民主主義に至らないまでも権威主義体制をなす傾向にある（アラブ諸国では、アサド家が権力を世襲したシリアや、カダフィー家が世襲しそうだったリビアはスルタン主義化していたが）。

3. チュニジアの民主化過程

(1) 歴史的背景

チュニジアは、多くのアラブ諸国と違って、植民地支配によって現国家の領域が定まった国ではない。古代（カルタゴ）に国家的起源を有する点で、エジプトに似ている。7世紀にはアラブ人に征服され、16世紀にはオスマン帝国の属領となったが、国家的まとまりは継続し、18世紀初めに成立したフセイン朝が1881年

にフランスの保護国になってからも維持され、1956年に独立して共和制を採るまで続いた。この間、1881年にアラブ世界初の憲法が制定され、フランスの間接的支配下に近代的国家体制の整備が進み、中央政府の地方統治体制も確立された。フランス人等の植民はそう多くなかったが、チュニジア人民族主義意識の高まりとともに1920年にドゥストゥール（憲法）党、34年にネオ・ドゥストゥール党が結成されるなど、政党組織も発達した。そして独立も、若干の流血はあったが基本的にはフランスとの交渉によって達成され、フランス人（国籍上）植民者のほとんどが帰国したが国家・社会制度は基本的に維持され、フランスとの関係もほぼ友好的に継続された¹⁶。

ネオ・ドゥストゥール党指導者として独立運動を勝利に導いたブルギバが共和国大統領となり、フランスに範をとった近代国家造りを目指した。モスクの所領（ハブース、あるいはワクフ）は没収され、男女は同権とされた（重婚禁止）。エジプトでナセル大統領が

¹² <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.PP.CD?end=2015&start=2010&view=chart> (2016年10月6日アクセス)

¹³ <http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home> (2016年10月6日アクセス)

¹⁴ http://hdr.undp.org/sites/default/files/reports/271/hdr_2011_en_complete.pdf (2016年10月6日アクセス)

ジェンダー間の不平等指数は、再生産のための健康、エンパワーメント、労働市場の3要素を総合して得たものとされる。

¹⁵ <http://hdr.undp.org/en/data> (2016年10月6日アクセス)

¹⁶ アレグザンダーが次ぎのように述べているのは妥当だと思われる——「チュニジアの〔独立〕闘争は、土地を巡る、あるいは二つの根本的に違う政治秩序間の戦いを含まなかった。むしろそれは、基本的に、一世紀以上にわたって着実に発展した中央政府の諸機関を、誰が構成し指導するかを巡る闘争であった。」C. Alexander, *Tunisia: From stability to revolution in the Maghreb*, 2nd ed., Routledge, 2016, p. 32. また、1957年にフランスと対立して援助を減らされたときは、アメリカが代わりに主要な援助国となった（60年代を通じて）。Ibid., pp.107 & 139.

外資系企業を国有化して国家主導の工業化を図るようになると、他の多くの発展途上国同様チュニジアでも計画的経済開発を求める風潮が強まり、61年からベン・サラハ首相の下で一部産業の集権化が試みられた(協同組合の組織等)。しかし、ブルギバはそれがうまくいかないを見て取るや、69年には首相を更迭して経済の計画化を放棄させた。70年代初めにはアラブ諸国の先頭を切って経済開放(インフィターハ)に踏み切り、フランス等の援助もあってかなりの経済成長と貧困削減を実現した。73年の第一次石油危機の波及で不況に陥り、労働者のストライキが頻発すると、左翼勢力と対抗するためにイスラーム勢力を味方に付けるべく「コーラン護持協会」を組織させ、81年の「イスラーム潮流運動」(のちのナハダ党)結成も許した。83年末に食糧補助金削減に抗議する暴動が各地で起こったにもかかわらず、政府は86年以降IMF・世界銀行による構造調整計画を実施していくが、反政府運動の高揚を警戒してイスラーム主義者弾圧に転じる。その弾圧が行き過ぎて国民の反発を招くことを警戒した首相のベン・アリは、治安機関を味方に付け、ブルギバが高齢かつ病身で大統領の職務を継続できないとして87年に退任させた。

かわって大統領(89年までは代行)に就任したベン・アリは、イスラーム主義者ら政治犯を恩赦し、「イスラーム高等協議会」に穏健な宗教指導者を取り込んだ。野党勢力と「国民協約」を結んで改革を約束し、ナハダ党は宗教政党であるとして公認しなかったけれども89年の国会選挙に無所属立候補を許した。選挙では民主立憲連合と改称した与党が勝利したが、ナハダ党が事実上の最強野党として登場した(15%を得票。実際はその倍以上だったと推定される¹⁷⁾のでベン・アリは脅威を感じ、翌年から弾圧し始めた。軍人出身ながら治安機関で出世したベン・アリは、治安機関を大幅拡充して政治・言論活動の制約を強めた。また、92年に「宗教問題省」を設けてモスクや宗教教育を国家が管理するようにした。他方で、国会では94年以来、議席の12%ほど(のちには20%ほどに)を公認

野党用に割り当て、大統領選挙も99年から対立候補を許したが、公認野党は政権を脅かすに至らなかった。

チュニジアは、1995年にEUとの連携協定に調印し、自由貿易を推進して経済成長率を高めた(2008年には産業自由貿易圏に移行)。しかし、ブルギバ時代以来の教育重視政策により大卒者が急増したのにふさわしい就職先の増加が追いつかず、職を得られない青年層の不満は高まった(2010年に高学歴者の23%が無業者とされた)。フランスや湾岸に職を求めて渡る者も多かった)。また、沿海部が外国投資で発展する一方、内陸部では貧困層が取り残された。そのため2008年にガフサ鉞山地帯で失業者の暴動が起きるなどし、反政府運動取締りはさらに厳しくなった。この間、ベン・アリと家族・取巻きは国営企業民営化を利用して多くの大企業を支配し、大統領の任期制限をなくして事実上の王朝化を図った。こうした政権の腐敗を、政府やベン・アリの親族が支配するマスメディアが告発することはもちろんなかったが、国民は海外からの衛星テレビ放送等を通じてよく知っており、怒りを募らせていた¹⁸⁾。

(2) 革命の成功

2010年12月、内陸部の小都市(人口10万人)シディ・ブージドで路傍での野菜・果物販売を無許可で行っていた青年ブーアジジが、警官に賄賂を払わなかったために荷車ごと没収されたのに抗議して焼身自殺を図ったことが、チュニジア革命の口火になったことはよく知られている。失業者の焼身自殺はチュニジアでそう珍しくなかったが、このとき労働総同盟のシディ・ブージド支部(とくに教員組合)は抗議行動を組織し、この事件がインターネットのフェイスブックや衛星テレビのアル=ジャジーラ(本社カタール)によって全国に知られるようになると、抗議活動も全国に広がっていった¹⁹⁾。翌年1月一部都市でデモ隊が治安部隊に銃撃され死傷者を出すと²⁰⁾、各地の労働総同盟支部がゼネストを組織するに至り、ベン・アリはテレビ演説をして次回大統領選挙に出馬しないし国民生

¹⁷⁾ F. Kaboub, "The making of the Tunisian Revolution" in *Middle East Development Journal*, Vol. 5, No. 1, 2013, p.16

¹⁸⁾ 革命前のチュニジアについては、K. パーキンズ『チュニジア近現代史 民主的アラブ国家への道程』(鹿島正裕訳、風行社、2015) 1～7章；M. Toumi, *La Tunisie de Bourguiba à Ben Ali*, Presses Universitaires de France, 1989；C. Alexander, *op.cit.*, chaps. 1-3 & 5；鷹木恵子『チュニジア革命と民主化——人類学的プロセス・ドキュメンテーションの試み』(明石書店、2016)、1章；M. P. Angrist, "Understanding the success of mass civic protest in Tunisia" in *Middle East Development Journal*, Vol. 67, No. 4, 2013等を参照。宗教政策については、R. McCarthy, "Re-thinking secularism in post-independence Tunisia" in *The Journal of North African Studies*, Vol. 19, No. 5, 2014；K. Perkins, "Playing the Islamic card: The use and abuse of religion in Tunisian politics" in N. Gana, ed., *The Making of the Tunisian Revolution: Contexts, architects, prospects*, Edinburgh Univ. Press, 2013, マスメディアについては G. Joffé, "Government-media relations in Tunisia: A paradigm shift in the culture of governance?" in *The Journal of North African Studies*, Vol. 19, No. 5, 2014.

¹⁹⁾ チュニジアでは2010年までに国民の半分以上が携帯電話を利用していき、11年3月までにインターネット利用者は国民の3分の1、フェイスブック利用者は5分の1以上に達する(パソコン所有者はそれほど多くなかったが、ビュブリネットという安価でインターネットを利用できる公共施設が普及していた)。アル=ジャジーラは11年1月まで取材を禁じられていたが、こうした市民がニュースを提供した。T. Kahlaoui, "The powers of social media" in N. Gana, *op.cit.*, p. 153；R. H. Haugbølle, "Rethinking the role of the media in the Tunisian uprising" in *Ibid.*, p. 163；E. Abdelmoula, "Al Jazeera and televised revolution: The case of Tunisia" in L. Sadiki, *op.cit.*.

²⁰⁾ 死者は2010年10月17日から11年2月27日までに273人とされる。H. Bou Nassif, "A military besieged: The armed forces, the police, and the party in Bin 'Ali's Tunisia, 1987-2011" in *Int. J. of Middle East Studies*, Vol. 47, 2015, p. 81, Table 12.

活を改善すると約束したが、国民は彼の即時退陣を求めて首都チュニスで巨大なデモを行なった。労働総同盟本部もゼネストを呼びかけるに至り、軍部に頼れなかったベン・アリは家族とともにサウジアラビアに亡命し、24年近く続いた長期政権は崩壊した²¹。

首相のガンヌーシは、自ら大統領代行に就くと宣言したが、法律家協会が憲法解釈に異議を唱えて国会議長ムバザアが暫定大統領となった。そこでガンヌーシは、与党議員以外に公認野党や労働総同盟からも閣僚を任命した新内閣で、政治犯の釈放や与党の活動停止、新政党の結成許可等を実施し始めた。しかし、地方ではベン・アリ支持勢力による暴力的抵抗が続き、政府は何の対策も講じなかったため、治安が悪化した。国民は、この政府もベン・アリ派の残党であるとして抗議デモを続け、内閣から与党の閣僚を排除させた。2月に多くの政党や市民団体により「革命防衛国民評議会」が結成され、全国で労働総同盟支部がこの評議会の地元事務局を担うようになる。それらの圧力でガンヌーシ内閣は総辞職に追い込まれ、同月末にムバザアは、かつて閣僚や国会議長を務め20年前に引退していた高齢（84歳）のセブシを暫定首相に任命した。

セブシはテクノクラートによって暫定政府を構成し、制憲議会選挙の実施を決めるとともに、ベン・アリの犯罪行為の追及に取り組んだ。与党と政治警察は解散を命じられ、ベン・アリとその親族ら112名の財産没収が開始された。しかし、体制改革は革命防衛国民評議会を拡充した「革命・政治改革・民主的移行の目的実現高等機構」によって担われた。同高等機構は、「暫定公権力機関」を大統領代行と暫定内閣閣僚によって構成し、日常行政に当たらせた。議会選挙については、「選挙独立高等機構」にその実施を委ねた。それにより、すでに公認されていた8政党以外に100以上の新政党が公認された（ほかに145政党が様々な理由で公認されず、また過去10年間に民主立憲連合の役員を務めた者は被選挙権を認められなかった）。それらが、33の選挙区で217議席を争い、フランスに倣って各選挙区ごとに男女交互の拘束式候補者名簿を用意した。発展の遅れた内陸部には、支援措置として人口比より多くの議席が割り当てられた。

チュニア史上初の自由選挙は10月に実施され、1

万人以上の訓練された監視員（諸外国からの500人以上を含む）が見守る中、有権者の52%が喜々として投票した。その結果、ナハダ党が有効投票の37%、89議席、共和国議党が9%、29議席、請願党が7%、26議席、エッタカトル（労働と自由のための民主フォーラム）が7%、20議席、進歩民主党が4%、16議席、その他37議席となった。このなかでは進歩民主党だけが以前からの公認政党で、他は新政党あるいは初の選挙参加だったが、宣伝方法や募金活動に制約があり、以前から政府による弾圧で存在が知られていたナハダ党が知名度において有利であった²²。また、発展した沿海部では世俗派の諸政党が有利であったが、ナハダ党は唯一全国規模で選挙活動を展開でき、とくに都市近郊の貧困地帯や内陸部で強かった。イギリスでアラビア語衛星テレビ局を運営していた著名人が立ち上げた請願党は、貧困層への支援を約束して内陸部住民の期待を集めた²³。女性候補は49名が当選し、議席の24%を占めた。候補者名簿の半分を占めながら当選者が少なかったのは、ほとんどの場合筆頭候補は男性で、よくても筆頭候補しか当選しなかった政党が大部分だったからである（ナハダ党だけで42名の女性を当選させた）。それでもこの女性議員比率は、世界の国会で最上位に属する²⁴。

選出された制憲議会は、12月に「公権力暫定組織法」を賛成141票、反対37票、棄権39票で採択し、正式な大統領と国会の選出までの基本法とした。賛成したナハダ党・共和国議党・エッタカトルが、翌年1月連立政権（トロイカ）を構成した。請願党・進歩民主党はイスラーム主義政党との連立を拒否した。ナハダ党は、指導者で長年の海外亡命（主としてロンドンでの）から帰国してまもないガンヌーシ（ラーシド、元首相とは別人）ではなく、ジェバリを首相とし、大統領には共和国議党指導者で人権活動家として著名だったマルズーキを、国会議長にはエッタカトルのベン・ジャーファルを推した。ガンヌーシとマルズーキは亡命時代に会合していたし、ナハダ党と共和国議党・エッタカトルを含む諸団体は2005年頃から共闘していたのである²⁵。新政権が中央・地方官僚の人事刷新を進め、日常行政に当たらせる間に、議会は新憲法起草のため分野別に六つの委員会を組織して審議させ

²¹ ベン・アリがブルギバ同様軍隊を冷遇し、政権の危機に際して頼ることができなかった事情については、H. Bou Nassif, *op.cit.* 逆に治安機関は、ベン・アリ自身が育て支配し、3万人の警察と2万人の憲兵隊、さらには7万人以上の密告要員を擁して、3.5万人の軍隊を圧倒していた。D. Lutterbeck, "Tool of rule: The Tunisian police under Ben Ali" in *The Journal of North African Studies*, Vol. 20, No. 5, 2015

²² E. C. Murphy, "The Tunisian elections of October 2011: A democratic consensus" in *The Journal of North African Studies*, Vol. 18, No. 2, 2013; A. G. Brody-Barre, "The impact of political parties and coalition building on Tunisia's democratic future" in *Ibid.*; 鷹木、前掲書、190-198頁。投票率や政党得票率は文献により必ずしも一致しない。ナハダ党には、湾岸諸国から巨額の資金援助があると噂された。

²³ G. Van Hamme et al, "Social and socio-territorial electoral base of political parties in post-revolutionary Tunisia" in *The Journal of North African Studies*, Vol. 19, No. 5, 2014

²⁴ D. Pickard, "Challenges to legitimate governance in post-revolution Tunisia" in G. Joffé, ed., *North Africa's Arab Spring*, Routledge, 2013, p.136.

²⁵ ガンヌーシらナハダ党の主流は、イスラーム国家の樹立を目指さず、民意を尊重する「市民国家（civil state, ダウラ・マダニーヤ）」を目指すとしていた。N. Marzouki, "From resistance to governance: The category of civility in the political theory of Tunisian Islamists" in G. Nouri, *op.cit.*

た。ガンヌーシはナハダ党が民主主義を支持し女性の人権も守る柔軟なイスラーム政党だと主張してきたが、世俗派が多数派を占める議会での協議はやはりスムーズには進まなかった²⁶。

地方では、24の県に内務省から派遣される知事と評議会があり、さらに264の自治体に分かれていたが、それらを支配していた民主立憲連合が崩壊したため、前述のように革命防衛国民評議会の地元支部が労働総同盟やナハダ党の地元支部によって構成されていた。連立政権成立後は、公権力暫定組織法に基づいて新知事・市町村長が任命されたが、その大多数がナハダ党員だった。新評議会の選出等地方自治体制の刷新は、新国家体制樹立が優先されて後回しにされている²⁷。

(3) 新国家の成立

ナハダ党自身は穏健イスラーム主義だとしても、より急進的なサラフィー主義勢力が存在し、それらの政党は公認されず制憲議会に代表を送れなかったが、ナハダ党が政権についたことで彼らは元気づき、世俗派を攻撃し始めた。芸術家・ジャーナリストへの暴力、聖者廟の破壊等が急増する。2012年9月には、アメリカで預言者ムハンマドを揶揄したビデオがインターネット上に公開されたことに世界中でイスラムの抗議行動が行なわれたなか、チュニジアでもアメリカ大使館とアメリカン・スクールがデモ隊に襲撃された。これらを政府は厳しく非難せず、13年2月には左翼政党指導者が暗殺され、サラフィー主義の「アンサール・アル＝シャリーア（イスラーム法の支持者）」の犯行とされた²⁸。

野党勢力はサラフィー主義勢力の跳梁を許した連立政権の責任を追及し、12年4月にセブシを中心に結成されていた「ニダー・チュニス（チュニジアの呼びかけ）党」が、旧与党議員や他の一部野党議員、労働総同盟組合員等を糾合してその先頭に立った。与野党対立が激化し、13年3月に首相がラライド（ナハダ党）に交替してアンサール・アル＝シャリーアに解散を命じたけれども、7月にふたたび左翼政党議員暗殺が起

きた。ニダー・チュニスらは政府の総辞職を要求し、新憲法起草作業は暗礁に乗り上げた。そこで、市民団体が協力して9月に調停に乗り出した。それは労働総同盟、商工業・手工業経営者協会、人権連盟、法律家協会の4団体で、「カルテット」と呼ばれるようになる。それらがテクノクラートによる選挙管理内閣の実現を求め、新憲法採択と新選挙法による国会・大統領選挙の日程を提示し、与野党に国民対話を呼びかけた²⁹。

連立政権側はしぶったものの、結局これに応じざるを得ず、11月に総辞職して選挙管理内閣に道を譲った。新憲法草案もイスラーム色を強めることなくまとめられた。こうして2014年1月には新憲法が採択され、10月に新国会が選出された。新憲法は、イスラームを従前通り「国の宗教」とするにとどめ、男女同権を維持した。大統領に外交と治安に関する権限を、首相に内政に関する権限を与えた³⁰。国会選挙では、旧与党議員も被選挙権が与えられ、ニダー・チュニス党が38%の得票、86議席で第1党に躍り出た。ナハダ党は28%、69議席で前回よりだいぶ議席を減らし、共和国会議党はわずか2%、4議席、エツカトルは1%、議席ゼロに凋落した。第3党は自由愛国同盟で4%、16議席、続いて人民戦線が4%、15議席、アフエク・チュニスが4%、8議席、その他は18議席となった（女性議員は全体の31%）。11月の大統領選挙では、今回もナハダ党は候補を立てず、第1回投票では過半数の得票をした候補がいなかった。首位のセブシと2位のマルズーキで翌月決選投票となり、その結果セブシが56%の得票で大統領に選ばれた。地域的には、ニダー・チュニス党とセブシは沿海部で人気があり、ナハダ党とマルズーキは南部で人気があった³¹。

(4) 自由民主主義体制の定着へ

2015年1月、セブシ大統領が就任し、テクノクラートのシドを首班とする連立内閣を任命した。その構成は、ニダー・チュニス党員以外に自由愛国同盟員、アフエク・チュニス党員、無所属のテクノクラート、そ

²⁶ 革命勃発から三党連立政権の樹立までは、G. Nouri, *op. cit.* ; A. Honwana, *Youth and Revolution in Tunisia*, Zed Books, 2013 ; C. Alexander, *op. cit.*, chap. 4 ; 鷹木、前掲書、2-3章 ; O. Touron, *La révolution Tunisienne : dix jours qui ébranlèrent le monde arabe*, Les Petits matins, 2011 ; K.パーキンズ、前掲書、8章 ; A. Aleya-Sghaier, "The Tunisian revolution : The revolution of dignity" in R. R. Laremont, ed., *Revolution, Revolt, and Reform in North Africa : The Arab Spring and beyond*, Routledge, 2014等を参照。

²⁷ F. Volpi, F. Merone, & C. Loschi, "Local revolutions in Tunisia, 2011-2014 : Reconstructing municipal political authority" in *Middle East Journal*, Vol. 70, No. 3, 2016

²⁸ チュニジアのサラフィー主義については、次を参照→ A. Wolf, "An Islamist 'renaissance'? : Religion and politics in post-revolutionary Tunisia" in *The Journal of North African Studies*, Vol. 18, No. 4, 2013 ; F. Merone & F. Cavatorta, "Salafist movement and sheikh-ism in the Tunisian democratic transition" in *Middle East Law and Governance*, Vol. 5, 2013

²⁹ 革命と民主化に労働総連合が果たした役割については→ H. Yousfi, "The Tunisian revolution : Narratives of the Tunisian General Labour Union" in L. Sadiki, *op. cit.*

³⁰ 新憲法（英訳）は——https://www.constituteproject.org/constitution/Tunisia_2014.pdf

³¹ 新国家の成立過程については、鷹木、前掲書、4-6章 ; C. Alexander, *op. cit.*, chap.4 ; 岩崎えり奈「チュニジアの2014年選挙と地域」『中東研究』524号、2015等を参照。新憲法での男女同権条項に関して女権運動が果たした役割については→ M. M. Charrad & A. Zarrugh, "Equal or complementary? : Women in the new Tunisian Constitution after the Arab Spring" in *The Journal of North African Studies*, Vol. 19, No. 2, 2014 ; A. Antonakis-Nashif, "Contested transformation : Mobilized publics in Tunisia between compliance and protest" in *Mediterranean Politics*, Vol. 21, No.1, 2016

してナハダ党員（1名）も加わった。政争を終えて新政権は治安改善と経済活性化に取り組もうとしたが、3月には首都のバルドゥ博物館、6月にはスースのビーチで、サラフィー主義者によるテロを許してしまった（前者では、22名の犠牲者中5名が日本人だった。後者ではイギリス人など38名）。10月にカルテットに対するノーベル平和賞の授与が発表されたことは明るいニュースであったが、チュニジアの重要産業である観光業は、度重なるテロ事件で大打撃を受けた。それでも、EU、アラブ基金（AFESD）、アメリカ、日本等からの援助やIMF・世界銀行からの融資³²で財政危機を緩和し、経済状況は好転しつつある——失業率は2010年の13%から13年に19%へと悪化した、15年には15%へと低下傾向にあり、一人当たりGDP（PPPによる）は2010年の10,315ドルから15年の11,428ドルへと11%改善している³³。

隣国リビアが、2011年の内戦でカダフィー政権が打倒されたあと民主的政権の樹立に失敗し、治安状況が悪化していることもチュニジアに悪影響を与えている。出稼ぎに行っていた多くのチュニジア人が失業して帰国したし、リビア人の難民も多数（180万人と言われる）押し寄せた。サラフィー主義のテロリストはリビアを基地にしており、2016年3月には、彼らが国境付近のベン・ケスダンを襲撃して兵士・警官57名が殺害された。こうした失策もあってシド首相は7月に国会で不信任され、8月には農業経済学の専門家（博士）で1月から地方問題相をしていたシャヘド（41歳）が後任に選ばれた。新内閣は4人を除いて閣僚を入れ替え、連立の幅を広げた（労働総同盟も入閣）。チュニジアが自由民主主義体制を守りつつ、治安と経済を改善して他のアラブ諸国に模範を示せるかが注目される³⁴。

その点、アラブ諸国とアメリカ・EUによる共同世論調査「アラブ・バロメーター」が2016年2～3月にチュニジアで行なった調査の結果は注目に値する。2011年に較べて、「民主主義は最高の制度だ」とする人が70%から86%に増えているのである。政府を信頼する（ある程度と大いにを合わせ）人が62%から35%に低下し、国会を信頼する（同）人は2013年の31%から20%へと一そう少ないにも拘わらず。そして、「民主主義を推進するうえでのアメリカの役割」が積

極的（ある程度と大いにを合わせ）あるいは中立的とする人が、2013年のそれぞれ21%、16%から28%、26%に増加して合わせると過半数となり、EUの役割については26%、15%から43%、24%へとさらに高く評価している³⁵。経済状況に不満があっても、民主主義体制や欧米との関係を国民が好意的に見ていることには勇気付けられる。

4. チュニジア民主化成功の諸要因

以上の叙述を踏まえて、アラブ諸國中チュニジアでのみ民主化が成功した原因を、第1節で特定した民主化成功の一般的諸要因によって説明可能かどうか確認しよう。

(1) 国家のあり方

- ・政治秩序の類型——ベン・アリ政権は、長期独裁政権としてスルタン主義に近づいてはいたが、大統領の地位が国民投票における支持によって正当化され、与党や治安機関を勢力基盤としていたことから、世襲君主のように国家的・宗教的伝統や支配的イデオロギーによって支えられてはならず、やはり権威主義体制だったと言うしかない。この点、あてはまっている。
- ・政府の機能——他の多くのアラブ諸国と違って、チュニジアは古代から国家をなし、オスマン帝国やフランスの支配下にも国家的まとまりを維持して統治機構を発達させてきた。独立後もフランスをモデルにそうした機構を維持・発展させており、政府の機能は高かった。この点、あてはまっている。
- ・民主的価値観の普及度——憲法に基づく依法的支配を正当とする価値観は、19世紀末からチュニジアに根付いており、独立運動を指導し独立後の国造りを率いた与党も「憲法党」を名乗ったほどである。しかしブルギバ大統領がカリスマ的指導者として独裁傾向を示し、自由民主主義体制を築くには至らなかったが、近代化を急ぐには保守的イスラーム教徒である大衆の世論におもねるわけにはいかなうとして正当化された。ベン・アリ大統領も、当初は自由民主主義体制を築くと約束したものの、結局ブルギバ的路線を踏襲し、独裁的指導者化した。それでも、

³² 2011～13年間に、ODAを26億5200万ドル、世銀からの融資を11億6300万ドル受け取っている。M. Hecan, "Comparative political economy of the IMF arrangements after the Arab Uprisings: Egypt and Tunisia" in *The Journal of North African Studies*, 2016, <http://dx.doi.org/10.1080/13629387.2016.1195.1195268>, pp.17-18

³³ IMF World Economic Outlook Database April 2016 <https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/01/weodata/weoselco.aspx?g=2440&sg=All+countries+%2f+Emerging+market+and+developing+economies+%2f+Middle+East%2c+North+Africa%2c+Afghanistan%2c+and+Pakistan> (2016年10月20日アクセス)

³⁴ D. Zisenwine, "Tunisia's fragile post-revolutionary order: North African turmoil" in *Middle Eastern Quarterly*, winter 2016; Tunisia Country Profile <http://www.bbc.com/news/world-africa-14107241> Tunisia Reuters.com <http://www.reuters.com/places/tunisia> (いずれも2016年10月20日アクセス)

³⁵ M. Robbins, "Tunisia five years after the revolution: Findings from the Arab Barometer" in *The Arab Barometer*, May 2016 <http://www.arabbarometer.org/country/tunisia> (2016年10月20日アクセス)

フランス語を学び、フランスの衛星テレビ放送を視聴している知識層は、自由民主主義体制こそが正当であるという価値観を有していた。アラビア語しか解しない大衆の間では保守的イスラーム思想が根強いけれど、この点も他の多くのアラブ諸国と較べれば、かなりあてはまっていると言えよう。

- ・エリート層や軍部の内情——ベン・アリの家族・取巻きはもちろん、その勢力基盤をなした与党の党員や治安機関の要員は大統領の独裁体制を支持していたが、知識層は彼らの特権享受や腐敗行為に怒っており、冷遇された軍部もベン・アリ個人への忠誠心は持たなかった。つまりエリート層が分裂していたことが、比較的平和的な移行を可能にした。

(2) 社会のあり方

- ・所得向上と中間層の増大——チュニジアは天然資源に恵まれず、アラブ諸国中豊かな方ではないが、独立後外資導入等により一定の工業化を実現し、2010年には一人当たりGDPがPPPで1万ドルを上回り、一般に民主主義の定着が可能になるとされる水準を超えていた。教育の普及により中間層も厚くなっていた。この点、あてはまっている。
- ・市民社会化——政党は複数存在したけれども与党以外は制約を受け、あまり市民を組織できなかった。イスラーム政党も弾圧され、モスクは国家に管理されていた。しかし労働総同盟が独立運動で大きな役割を果たして独立後は支配体制の一翼をなし、革命においても大きな役割をになって新国家体制の支柱となった。連立政権（トロイカ）と野党との対立による移行の危機を調停により克服させ、ノーベル平和賞を受賞したカルテットの他の3団体（商工業・手工業経営者協会、人権連盟、法律家協会）も、革命前から存在して市民を組織・啓発する役割をある程度果たしていた。革命後は、外国の支援を得てNGOが急激に増加し、民主化推進や社会開発に貢献している³⁶。この点も、あてはまっていると言えよう。
- ・宗教的寛容度——独立後、キリスト教徒やユダヤ教徒はほとんどフランスやイスラエルに移住し、イスラーム教スンニー派が圧倒的となっているので、宗派間対立はまずない。しかし世俗主義とイスラーム主義の対立は独立後深刻になり、世俗主義の政権がイスラーム主義勢力を弾圧してきた。近代化の成果として、知識層を中心に世俗主義が根付いており、革命後の自由選挙においてもイスラーム主義のナハダ党は4割程度の得票にとどまった。同党はその現実を受け入れて、世俗派に妥協して穏健化しており、それに不満なサラフィー主義の過激派を世俗主義政党とともに取り締まっている。この点も、他の多くのアラブ諸国と較べればかなりあてはまっていると言えよう。

- ・ジェンダー間の平等度——フランスの影響を深く受けたブルギバ大統領のイニシアティブにより、独立後まもなく男女は基本的に同権とされ、チュニジアはアラブ諸国の先頭を切った。2010年のジェンダー間の平等度は、産油国で女性の教育や医療に大金を投じているクウェート・UAEに次ぎ、もっとも高い部類に属する。この点、あてはまっている。
- ・天然資源への依存度——2010年の天然資源への依存度を見れば、チュニジアはアラブ諸国中もっとも低い部類に属した。この点、あてはまっている。
- ・青年層の不満度——アラブ諸国の青年層の失業率データはあまり揃っていないが、同諸国の多くは最近まで（一部は現在も）人口増加率が高く、従って人口中に占める青年層の比率が高い。しかも工業化が進んでいなくて職がそう増えず、青年層の失業率が高い。チュニジアの人口増加率はもう高くないが、青年層の失業率は29%と高かった。この点、あてはまっている。

(3) 外国の影響

- ・大国の関与——フランスやアメリカは、革命前のチュニジアの西側寄り、EU寄りの外交姿勢を評価し、権威主義的内政には口をつぐんで経済・軍事協力を行っていた。2010年末の反政府デモに対しては、フランス政府は鎮圧用装備の提供を申し出たほどである。革命成功後も、イスラーム主義のナハダ党中心の暫定政権に対しては警戒感を抱いた。しかし自由民主主義体制の実現を歓迎し、その確立を支援するために財政援助を行ない、経済危機の緩和を助けている。この点、あてはまっている。
- ・近隣諸国の民主化——アラブ諸国間では、2003年以降のアメリカ等有志連合軍によるイラク民主化がうまく進まないなかで、チュニジアの民主化を刺激するモデルはなかった。しかし地中海対岸のフランスやイタリアは、衛星テレビ放送の受信や、盛んな人的交流（チュニジアからは出稼ぎ、対岸からは観光客等）を通じて文化的にも大きな影響を与えていた。革命前の政権自身、フランスをモデルに近代的国家を建設しようとしていて、自由民主主義も建前としては受け入れる振りをしていた。この点も、かなりあてはまっている。
- ・コミュニケーション手段の発達——国内でテレビや携帯電話がそうとう普及していたし、外国の衛星テレビやインターネットを利用する知識層も厚みを増していた。そのため、政府による言論の統制が困難になり、地方都市での反政府デモのニュースが速やかに全国に伝わって、革命の実現を可能とした。この点、あてはまっている。

(4) 移行様式

前述のS. Guo and G. A. Stradiottoの4分類中、チュ

³⁶ 鷹木、前掲書、7章参照。

ニジアの場合外国の介入はほとんど無かったが、残る転換・協調・崩壊のどれがもっともあてはまるだろうか。反政府デモの圧力で独裁者が亡命した時点では崩壊になりかけた。しかし、憲法に基づいて暫定大統領が就任し、ベン・アリが任命したガンヌーシ首相が内閣改造で政治改革を主導しようとした段階では権力エリートによる転換が目指された。国民がそれを認めず、革命防衛国民評議会を組織して圧力をかけ続けたことにより、暫定政府が任命され、制憲議会選挙が行なわれることになることとともに、革命・政治改革・民主的移行の目的実現高等機構が体制変革を担うことになった。これは、「反対派集団が現職者に対して優越する権力を持ち、国家の移行を主導する」協調にほかならないと言えよう。たしかにある程度の流血はあったが軍部の政治介入はなく、その後も大衆デモやテロ事件が起きても基本的に社会秩序が保たれたまま新憲法の採択、新国会・新大統領の選出に漕ぎつけた。S. Guo and G. A. Stradiottoによれば協調による移行がもっとも民主化に成功する確率が高いのだが、チュニジアは明らかにその例証をなしている。

結語

このように、チュニジアの事例は、民主主義への移行とその定着を可能とする要因についての一般理論に照らすと、そのほとんどによく、あるいはかなり、あてはまっていると言える。この一般理論の有効性を示すとともに、チュニジアが民主化しえたのは後智恵ながら当然であり、問題はなぜもっと早くできなかったかだということになる。

同様に、なお世界に多い非民主主義国、本稿ではアラブ諸国に限るけれども、そのなかできっかけさえあれば民主化に成功しそうな国はどれか、逆にとうぶん民主化しそうにない国はどれかを、この一般理論から推定することができそう。実際には、現在の統計諸数値だけでなく、これまでの国家形成のありよう、行政面・経済面の発展や社会的構成、価値観・宗教、外国との関係等を多面的に調べないとすべての要因を確認できないので、第2節の表から他のアラブ諸国の民主化可能性を推し量るのは無謀である。

「アラブの春」の民主化の波に乗って、チュニジアに続いて民主化しそうだったエジプト・リビア・イエメンについては、移行の型も問題になる。リビアとイエメンは外国の介入が重要要因をなしたし（リビアで

は仏英米等の空爆が行なわれ、イエメンではサウジアラビアの圧力が行使された）、エジプトは一時協調に見えたが結局は軍部主導の転換であって、3国はいずれも民主主義体制の定着に失敗している。バハレーンやシリアは、崩壊が起きそうだったが外国の介入で阻止されている（シリア内戦の帰結はなお不確かであるが）。移行しかけた3国だけでも、第2節の表から共通の要因を見出そうとしてみると、いずれも共和国であり、青年失業率もおそらくいずれもかなり高い点ではチュニジアと共通だが、他の点ではかなりばらつきがある。移行が、成功するか否かは別として、ともかく起きたことには、近隣諸国、すなわちチュニジア（やエジプト）の民主化のインパクトが大きかったのではない。

逆に言えば、チュニジアらの民主化のインパクトを、同じアラブ国として受けながら移行が起きなかった（バハレーンやシリアでは少なくとも試みられたのだが）諸国には、どの要因が欠けていたのだろうか？

この点も、表だけからはたいして分からないが、それら諸国の多くはチュニジアと違って君主制だったり、天然資源レント比率が高かったり、政府の有効性が低かったり、ジェンダー間の不平等が大きかったりしている。比較的チュニジアに近い数値が揃っているのはレバノンくらいであろう。現に同国は、Freedom Houseによれば、アラブ諸国のなかでは現在、モロッコと並んで、一番チュニジアに近い民主化の水準に達している。モロッコは君主制で民主化に限度があると考えるなら、レバノンだけが近い将来チュニジアに続いて民主化する可能性があると言えるかもしれない。ただし、数値化しにくい諸要因を考慮すれば、レバノンは国家形成が植民地支配に基づくという、チュニジアと大きく違う点があり、それが政府の有効性の低さに影響していると思われるし、イランがヒズボラを通じて介入している点も悪影響を与えていよう。

民主化成功の諸要因がすべて揃わなくても、特に重要な要因を備えれば成功しうるのかもしれないが（S. Guo and G. A. Stradiottoが、移行が協調によれば成功しやすいと言っているように）、チュニジアの事例からはその点はよく分からない。それで本稿においては、他のアラブ諸国が、一部だけでも、近い将来チュニジアに倣って民主化に成功しそうだとは、残念ながら言うことができない。

(2016年11月1日受理)